

件名

県産農産物の放射性物質検査実施計画（第24期）について

内容

1 基本的な考え方

- (1) 今後出荷される主要な農産物等を対象とする。
- (2) 各品目の生産状況を考慮し、JAを1つの産地単位として検査対象区域とするとともに、産地の広がり大きい品目は複数産地からサンプルを採取し検査する。
- (3) 米については、米を作付けた全ての市町村を対象とする。
- (4) 麦、そばについては、県内全域を1つの産地とする。
- (5) 牛肉については、肉用牛農家全戸を対象に出荷牛1頭ずつ検査を実施する。
- (6) 原乳については、酪農家のある市町村、乳業工場の場所等を勘案して検査を実施する。
- (7) 淡水魚については、養殖魚では主たる生産地域、また天然魚では代表的な漁場において解禁状況等を勘案し検査を行う。
- (8) 検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。
- (9) 検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合、県は出荷団体等に対し当該品目の出荷の自粛を要請する。

2 検査対象

| | 分類 | 品目 | 産地 | 検査予定日 |
|---|-----|----|-----------|-------|
| 1 | 天然魚 | アユ | 桂川水系(大月市) | 8月31日 |
| 2 | 養殖魚 | アユ | 甲府市 | |

内容

3 サンプル採取地点の選定等

- (1) 品目毎のサンプル採取地点の選定については、当該対象品目の主産地である市町村・ほ場を選定する。（選定に当たってはJA等と協議）
- (2) サンプルの採取に当たっては、県が当該産地のJA・漁協等の協力を得て行う。
- (3) 牛肉については、(株)山梨食肉流通センターに出荷される肉用牛についてサンプルを採取する。
- (4) 原乳については、酪農家のある市町村、乳業工場等を勘案して選定したコースから生産者団体・JA等の協力を得てサンプルを採取する。

4 分析機関

(公財) 海洋生物環境研究所 (水産庁委託機関)

問い合わせ先

農政部農業技術課

055-223-1616

農政部花き農水産課

055-223-1610